

さかい



農委だより

令和5年 夏号

(第119号)

編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号
TEL072(228)6825(直通)
FAX072(228)7410

委員改選により、7月から新体制がスタートしました



3年間の任期満了により、農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選され、令和5年7月から、新たに「第25期」堺市農業委員会がスタートしました。

農業委員・農地利用最適化推進委員とも、令和5年2月の公募により候補者を選定したのち、農業委員は市議会の同意を得て7月15日付けで市長が任命し、農地利用最適化推進委員は7月18日の初総会において委嘱が決定されました。今期は、国等が示す女性委員の比率増加目標のもと、3人の女性農業委員が任命されました。

初総会を招集した永藤英機堺市長からは、「今後の3年間、適正な農地行政の執行、そして農業者のよき相談者としてご活躍いただきたい。また、今期は農地利用の将来像を示す地域計画の策定期間という重要な期間でもある。市政運営の大方向である『堺市基本計画2025』においては、『次世代につなげる農業の促進』を重点戦略の施策の一つとしており、地産地消の推進や持続可能な農業振興の取組を進めている。今後とも本市の農業発展へのご尽力をお願いしたい」とのご挨拶がありました。

また、同総会では農業委員会会長及び会長代理の互選があり、会長には北尻芳孝委員、会長代理には辻千太郎委員が就任しました。

農業委員会法の趣旨では、委員会の決議機関としての農業委員と、地域での活動を主に行う農地利用最適化推進委員というように役割が分けられています。しかし、堺市農業委員会では農業委員・農地利用最適化推進委員がともに協働し活動することで地域の農業発展をめざし、また総会などで両委員が同様に意見を述べることができる体制を整えています。

今後とも、堺市域の農業振興のため、皆様のご協力をお願いいたします。

(農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介は2・3ページ)

会長就任挨拶 堺市農業委員会 会長 北尻 芳孝

この度、農業委員会総会において推举を受け、第25期堺市農業委員会会長に就任いたしました。

農業者の皆様、また農業関係者の皆様には、日ごろから農業委員会活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、以前に農業委員会の委員を2期務めましたので、今回、3期目となります。私自身、現在に至るまで、堺市において農業に励みつつ、都市農業としての堺市農業の発展に、様々な課題と対峙しつつ、精一杯力を尽くしたいと考えております。

長く続いたコロナ禍の下、日本の経済は大変な打撃を受け、農業にも大きな影響がありました。その中で、従来の「人・農地プラン」の発展型として、農地の集積・集約化など将来の農地利用を見据えた「地域計画」の策定が全国の市町村に義務付けられることとなり、農業委員会においても、担い手への農地の利用集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を三本柱とする「農地等の利用の最適化推進」に向け、さらなる活動活性化が求められているところです。

私たちは、農業委員会による許可業務等、従来の適正な農地行政の一翼を担うとともに、堺市の農業の発展に、農業委員・農地利用最適化推進委員が全員で連携しつつ、取り組んでまいる所存です。

皆様の変わらぬご支援・ご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

新しい農業委員、推進委員の紹介

第1区

農業委員



いまの まさあき
今野 正章委員
北区長曾根町

地産地消を推進します！

推進委員



こばやし よしひろ
小林 義博委員
北区百舌鳥本町

元気で明るく、へこたれず！

会長代理

農業委員



つじ せんたろう
辻 千太郎委員
西区神野町

遊休農地発生防止を！

推進委員



いのうえ かすお
井上 和夫委員
西区菱木

遊休農地発生防止を！

第3区

農業委員



こたに のぶえ
小谷 信江委員
東区日置荘北町

堺産の米、つくってます！

推進委員



こうだ ゆうじ
光田 裕次委員
東区草尾

朝市で、活動中！

農業委員



いくら たかひろ
以倉 孝弘委員
東区石原町

堺の農業の発展を！

推進委員



かずた せよふみ
数田 清文委員
美原区小寺

遊休農地発生防止を！

第5区

農業委員



やなぎした きよたか
柳下 清隆委員
美原区今井

堺の農地を守ろう！

推進委員



なかお よしあき
中尾 美昭委員
美原区南余部

遊休農地発生防止を！

農業委員



寺島 あつ子委員
美原区菅生

朝市で、活動中！

推進委員



たかおか かずひら
高岡 一平委員
美原区菅生

堺産の米、つくってます！

第7区

農業委員



しもの いちかず
霜野 市和委員
中区深井畠山町

遊休農地発生防止を！

推進委員



とうもと じゅんいち
塔本 順一委員
中区八田寺町

地域農業の発展を！

農業委員



たにの やすひろ
谷野 保博委員
中区東山

地産地消を推進します！

推進委員



まつした たかひこ
松下 孝彦委員
中区辻之

堺の農業の発展を！

第2区

第4区

第6区

第8区

第9区

農業委員



たなか　ひろし
田中 宏 委員
中区陶器北

堺の農業を盛り上げよう！

推進委員



きしだ　かつお
岸田 勝夫委員
中区福田

堺の農地を守ろう！

第10区

農業委員



やまざき　かつよし
山崎 勝喜委員
南区三木閉

地産地消を推進します！

推進委員



たなか　としゆき
田中 利幸委員
南区大森

堺の農業の発展を！

会長

農業委員



きたじり　よしたか
北尻 芳孝委員
南区富蔵

遊休農地発生防止を！

推進委員



おかしょ　じろう
岡所 次郎委員
南区泉田中

堺産の米、つくってます！

第11区

農業委員



おくの　しょうさく
奥野 正作委員
南区別所

堺の農業を盛り上げよう！

推進委員



こうじょう　かずのり
北條 一宜委員
南区美木多上

堺の農業の発展を！

第12区

農業委員



たなか　せいごう
田中 正剛委員
南区鉢ヶ峯寺

堺産の米、つくってます！

推進委員



のぼりやま　まさつぐ
登り山 正嗣委員
南区笠室

堺産の米、つくってます！

第13区

農業委員



たなか　せいごう
田中 正剛委員
南区鉢ヶ峯寺

堺産の米、つくってます！

農業委員
(中立委員)

推進委員



のぼりやま　まさつぐ
登り山 正嗣委員
南区笠室

堺産の米、つくってます！

全区



まつもと　ちえこ
松本 智恵子委員
堺区五月町

適正な農地行政を！

委員担当区域表（令和5年7月18日現在）

地区	農業委員会委員		担当区域	
	農地利用最適化委員会委員	農地利用最適化推進委員	第1区	第2区
1	今野 正章	第1区	堺区・北区	全域
	小林 義博	第2区	西区	全域
	辻 千太郎	第3区	東区	大美野・北野田・草尾・丈六・関茶屋・高松・中茶屋・西野・南野田・日置荘各町
	井 上 和 夫	第4区	東区	石原町・白鷺町・野尻町・引野町・菩提町・八下町
	小 谷 信 江	第5区	東区	大雲・小寺・菩提
	光 田 裕 次	第6区	東区	阿弥・石原・今井・北余部・北余部西・黒山・真福寺・太井・大保・多治井・丹上丹南・南余部・南余部西
	以 倉 孝 弘	第7区	中区	さつき野西・さつき野東・菅生・青南台・平尾・小平尾・木材通
	数 田 清 文	第8区	中区	上之・陶器北・福田・見野山
	柳 下 清 隆	第9区	中区	岩室・晴美台
	中 尾 美 昭	第10区	南区	赤坂台・大森・新檜尾台・檜尾・榎葉・大庭寺・小代・高尾・野々井・三木掛・桃山台・太平寺
2	寺 島 あ つ 子	第11区	南区	泉田中・片瀬・竹城台・茶山台・豊田・根・富籠・若松台・庭代台・原山台
	高 岡 一 平	第12区	南区	御池台・鶴谷台・城山台・別所・美木多上
	松 本 智 恵 子	第13区	南区	逆瀬川・鉢ヶ峯寺・釜室・畑・横塚台
	霜 野 市 和	第7区	中区	
	塔 本 順 一	第8区	中区	
	谷 野 保 博	第9区	南区	
	松 下 孝 彦	第10区	南区	
	田 中 宏	第11区	南区	
	岸 田 勝 夫	第12区	南区	
	山 崎 勝 喜	第13区	南区	

(注1) 全区：松本智恵子 氏は、農業委員会委員

委員に連絡を取りたい場合は、農業委員会事務局までお問い合わせください。（TEL：072-228-6825）

農業委員の役割：農地法に基づく許可（推進委員と連携した現場調査）を行います。

農用地利用最適化の推進に関する指針等を策定し、農用地利用集積計画等を決定します。

推進委員の役割：農業委員と連携して担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等利用の最適化推進のための活動を行います。

旧農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画制度」を活用して、

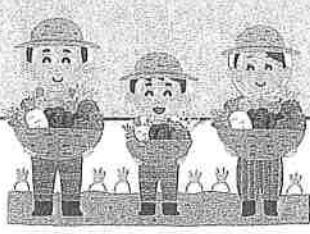
農地を貸しませんか？ 農地を借りませんか？

令和5年3月末時点で、約91haの農地（堺市内）について、この制度が活用されています！！

- 高齢・病気により耕作が難しくなった…
- 農地を相続したけれど耕作できない…



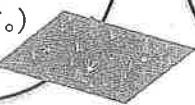
- 農業の経営を拡大したいので、
もっと農地を借りたい…



このように考えておられませんか？
また、こんな方は周りにおられませんか？

ぜひ、農用地利用集積計画制度 を利用しましょう !!

貸借期間は原則
3年以上(期間満了で、離作補償なしで確実に返還されます。)



貸手・借手の双方合意による途中解約や、契約の更新が可能



堺市や農業委員会が間に入って手続きを進めるので、安心



市街化調整区域内の農地のみが対象・まずはご相談を！



貸し借りのご意向がある場合

P5.P6の「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、農業委員会までお申し出ください。

なお、以前にこの申し出をされたものの、貸し借りがまだ成立していない場合で、引き続き申し出を希望される場合は、この申出書で改めてお申し出ください。

お申し出方法：窓口・郵送・ファックスなど(お問合せは1ページの農業委員会まで)

※電子メールでのお申し出をご希望の方は、様式を電子メールでお送りしますので、ご連絡ください。

必ずご確認ください！注意事項

- (1) この制度は、「市街化調整区域内の農地」のみが対象です。(市街化区域内の農地は対象外)
この貸し借りは、農業委員会の総会で議決し、市が公告することで、正式に成立します。
- (2) 貸し借りを行う農地は、耕作のために利用されるものに限ります。
- (3) 後継者等に経営移譲し、経営移譲年金(農業者年金)を受給している人が、(後継者から返還を受け)
この制度によりその農地を貸付けると経営移譲年金がストップしますので、ご注意ください。
- (4) ①この制度を利用して貸している農地についても、相続税等の納税猶予が受けられます。
②現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を、この制度を利用して貸した場合も、納税猶予は継続します。相続税が免除されるには、終身、その農地を農地として利用することが条件です。
(税制改正前(平成21年12月15日以前)の相続で相続税の納税猶予を受けていた農地を、本制度により貸付けした場合は、相続税の免除事由である「20年間営農継続による免除」から除外され、「終身の農地利用」が必要になります。ご注意ください。)
- (5) 相手方のあることですので、借り手や、希望する農地が見つからないこともあります。ご了承ください。

貸付・借受申出書

令和5年度版

次のとおり農地を貸し付け・借り受けたいので申し出します。

堺市農業委員会会長 あて

令和 年 月 日

住所

氏名

電話() -

○農地を貸したい方 (裏面も必ずお読みください!!)

○貸し付け希望農地の所在等をご記入ください。(市街化調整区域に限る)

①所 在 (堺市内に限る)	②地 番	③地 目	④面 積 (m ²)	⑤現 態	⑥接 道	⑦利 水	⑧貸 借 条 件		
							賃 料	水 利 費	役 務
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

「⑤現況欄」は、『良好』『不耕作(年)』等とご記入ください。

「⑥接道欄」は、概ね軽四自動車が進入可能な接道の有無について、有・無のいずれかに○をご記入ください。

「⑦利水欄」は、水路・井戸・無のいずれかに○をご記入ください。

「⑧貸借条件欄」中、賃料は有料・無料のいずれかに○をご記入ください。

水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

貸し付けの形態	回答欄(○で囲む)
農業者(農家の方)への貸し付け	できる・できない
これから農業をめざす方(新規就農者)への貸し付け (できるだけ新規就農者への貸し付けも可能としていただこう、 お願いします。)	できる・できない
法人への貸し付け	できる・できない
その他()	

○上記農地の貸し付けを希望される形態について、それぞれの項目の回答欄の該当するものを○で囲んでください。その他のご希望がある場合は、ご記入ください。

◎農地を借りたい方

○借り受け希望農地の地域（例：「〇〇（地域・方面）」等）をご記入ください。

地域（堺市内に限る）	希望面積（m ² ）	作付予定作物	賃料	水利費	役務
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

- ・水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

◎貸し借りをお申出の方へ

☆この申出書は、「令和5年度もしくは令和6年度から」貸し借りを希望する場合のみご提出ください。

☆貸し借りは市街化調整区域内農地に限ります。

☆貸借期間は原則3年以上です。

☆貸し借りのご意向に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

☆相手方が見つかった時点で、貸借条件について、再度電話でお伺いします。

☆相手方が見つからない場合は、敢えてその旨の連絡はいたしません。

☆令和4年度以前にこの申し出をされ、貸し借りが成立していない場合で、引き続き貸し借りを希望される方は、再度この申出書を提出してください。

◎情報の取り扱いについて

☆利用集積計画制度等、貸し借りの結びつけを目的として、個人情報を除き農業委員会事務局での縦覧に供します。また機関紙「さかい農委だより」やホームページに掲載する場合があります。

☆農地の有効利用、担い手の支援・育成、遊休農地の解消・発生防止等、今後の方策について、協議・検討する資料として活用するため、個人情報を含め、各農業関係機関（下記*）に提供いたします。

☆各農業関係機関（下記*）からは、ご意向に関する確認等について、直接連絡がある場合があるので、ご了承ください。

(*) 大阪府、大阪府みどり公社、堺市、JA及びこれらの機関が構成機関となっている各協議会・委員会等

情報の広場

有機質肥料奨励事業を実施します

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、堺産農産物「堺のめぐみ」等を生産する農家の皆さんに対して、化学肥料から有機質肥料等への転換を促進するための支援を実施します。

内 容：本年6月から12月までに購入した対象肥料の購入額の2分の1（上限5万円）を補助
(商品名が分かるレシート等を保管してください。)

対象肥料：肥料登録又は届出がある肥料のうち、堆肥その他有機質を含むもの（詳細は申請時に審査します。）

対象者：堺産農産物「堺のめぐみ」の生産者（今後「堺のめぐみ」の使用申請をされる方を含みます。）

その他：詳細は堺市ホームページ（右記2次元コード参照）、またはJA堺市各支所・営農センター、

JJA大阪南各支店（美原区内に限る）でチラシをご覧ください。

（問い合わせ先）堺市農水産課（TEL：072-228-6971、FAX：072-228-7370）



「野焼き」に関するお願い

「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。
農業でやむをえず行われる、「稻わら等の焼却」については例外とされていますが、
風向きや場所によっては、付近住民の方への「迷惑」となるため、十分な配慮をしていただこう、お願いします。



農業者のみなさん！農業者年金に加入しませんか？

将来、蓄えと国民年金だけで
大丈夫かな？

元気で長生きして、生活に不安がないように考えていきたい・・・

自分の積立額と、運用益に応じて
将来、年金額が決まるって聞いた！

毎月の保険料は2万円
から（※1）6万7千円まで
千円単位で自由に
金額設定でき、途中
変更もできます。

税制面での優遇があ
ります。また、国庫補
助（※2）もあります。

年金受取時期の選択
肢が広がり、加入可能
年齢も引き上げられま
した（※3）。

※1 一定の要件を満たせば1万円から可能。※2・3 一定の要件を満たす場合。

詳しくは、インターネット

農業者年金基金

で検索

お問合せ：独立行政法人 農業者年金基金（電話 03-3502-3199）

令和4年の農地賃借料の平均額などについてお知らせします

農地の借地にかかる賃料は当事者の話し合いで決めるのですが、農地の利用関係の調整のため、「農業委員会が情報を提供すること」と農地法第52条で定められているため下記のとおりお知らせします。いずれも10a当たりの年額となります。賃料を決めるときなどの参考としてください。なお、令和4年中決定の利用集積制度を利用した農地において、当事者間で使用貸借（賃料なし）を選択された件数は、全209件中184件でした。

最高額 41,494円 最低額 4,985円 平均 17,577円

※他と突出して金額に大きな差があるものを除外しています。

農地法第3条の許可要件が緩和されました

農地の取得にかかる下限面積要件（旧農地法第3条第2項第5号／堺市は2,000平方メートル）が令和5年4月1日以降廃止されたことから、経営規模の大小にかかわらず、意欲をもって規模拡大を希望する農業者の権利取得が可能となりました。

地域計画について

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の改正があり、地域の農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定が法定化されました。

「地域計画」は、市街化調整区域内の農地1筆ごとに将来の利用者を特定した「目標地図」を柱とし、農業委員会等と連携し、市町村が策定します。

農業委員会は、農地所有者等の意向を把握し、地域での話し合いの結果をもとに農地と担い手を紐づけた「目標地図の素案」を作成します。

今後、地域の意向等を踏まえて集落、小学校区単位など計画策定範囲を決定し、農業振興地域内農用地区域などから、順次、アンケート調査を実施予定です。



農業委員会の「最適化活動」について

農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進に係る事務」が必須事務となっています。これは、「認定農業者など担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「農業への新規参入の促進」を三本柱としており、本農業委員会においても、令和4年度に策定した「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」や、国の指定様式による「最適化活動の目標設定」により、目標達成に向け日々活動しています(具体的な数値等については、堺市HP(農業委員会のページ)で公表)。

上記の「地域計画」策定とも密接な関係を保ちつつ、農業委員・農地利用最適化推進委員は、今後も地域のみなさんへのお声掛けを積極的におこなっていきます。農業委員会活動へのご理解・ご協力、そして地域農業発展のためのご支援をよろしくお願ひいたします。



農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施について

農業委員会では、毎年8月頃に農地パトロール（農地の利用状況調査）を行い、市内遊休農地の実態把握を行います。遊休農地と判断された農地については、所有者の方に「利用意向調査」を行います。調査の際には地区担当委員と事務局職員で皆様の農地への立ち入りやお話を伺うことがあります、ご理解とご協力を願っています。利用状況調査で発見された遊休農地については利用意向調査を行いますが、調査結果によっては、法律に基づき、「中間管理機構（農業者へ農地の貸出等をあっせんする組織）」への貸出しが義務付けられることがあります。農地所有者の方は、除草・耕耘・作付など、日頃から農地を適正に維持管理してくださるようお願いいたします。

みんなで遊休農地を発生させないように取り組みましょう！



**全国農業新聞
購読者募集!!**

農業者の経営と暮らしに役立つ情報を提供しています。（全国農業会議所発行）

- ◎ 購読料月額700円（送料・税込）
- ◎ 月4回、毎週金曜日発行

問合せ：一般社団法人 大阪府農業会議 電話 06-6941-2701

